

# 【むつ市浄化槽設置整備事業費補助金申請の手引き】

令和7年4月1日現在

## 1. 概要

### (1) 補助金限度額

#### 浄化槽設置工事

人槽区分	限度額
5人槽	390,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

#### 浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽等撤去工事

撤去区分	限度額
単独処理浄化槽	120,000円
汲取り便槽	90,000円

#### 宅内配管工事

区分	限度額
宅内配管	300,000円

※補助金限度額は、表左の区分に応じ、表右の限度額までとします。

**※本手引きを参照し、各補助金対象の設置工事、撤去工事、宅内配管を明確に分けた明細書が必ず必要となります。**

※基数が満了となり次第終了となりますので、申し込みの際にご確認ください。

〈次頁へ続く〉

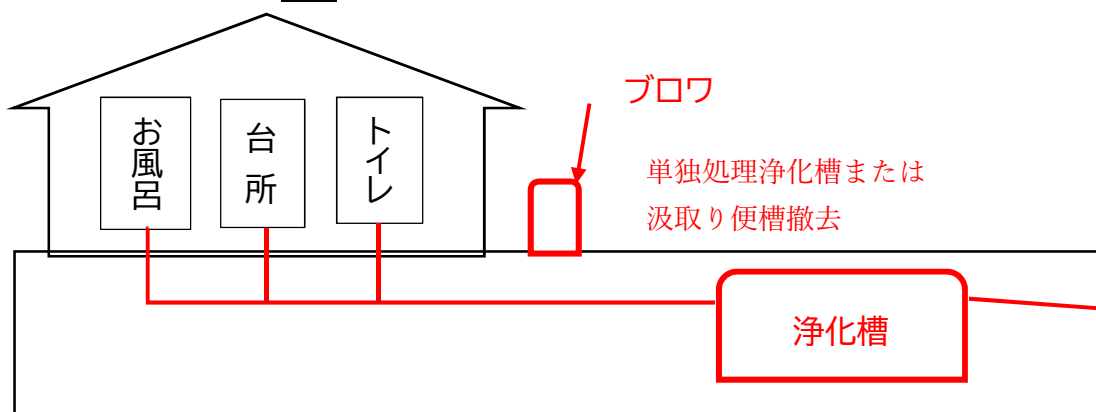
(2) 補助対象

- ・公共下水道（漁業集落排水処理）区域外の地域、及び特別な事情により下水道の整備が当分の間見込まれない公共下水道対象区域等のうち市長が認める地域にある住宅（店舗等の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を除く。以下同じ。）で、単独処理浄化槽または汲み取り便所を合併処理浄化槽に切り替えるもの

※ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- ・新築、建て替えに伴う設置
- ・申請前に浄化槽を設置した場合
- ・市税等を滞納している者
- ・建売、貸家など営利目的の住宅
- ・過去に同補助金の交付を受けたことがある者

※補助対象は次の図の赤色で示した部分となります。



(3) 申請書受付場所

むつ市上下水道局下水道課

(4) 申請書類

別紙1「申請書類提出チェックリスト」を参照してください。

(5) 留意事項等

- ① 人槽は、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人算定基準（JIS A 3302-2000）」の2に定めるただし書に基づき、住宅の延べ面積のみではなく、使用予定人数を考慮した上で決定してください。
- ② 既存の建物、臭突、便槽、単独処理浄化槽等を確認しますので、市担当者の確認がすむまでは、取り壊さないでください。

〈次頁へ続く〉

③ 工事見積書は次の費目ごとに金額を記載したものを提出してください。

費 目	各工事費用に含むもの
浄化槽本体費用（補助対象）	浄化槽本体・運搬費、ブロワ本体等
浄化槽設置工事費（補助対象）	掘削、山留、基礎、浄化槽据付、埋戻、上部スラブ、ブロワ設置、残土処分等
宅内配管工事（補助対象）	衛生器具から浄化槽までの流入管・浄化槽から浸透枳（または側溝）までの放流管・塩ビ枳等の材料及び設置費、掘削、埋戻、残土処分等
浸透枳（槽）設置工事費	掘削、山留、遮水シート、砕石、浸透枳（槽）本体・運搬・据付、埋戻、残土処分等
単独浄化槽撤去費（補助対象） または 汲取り便槽撤去費（補助対象）	汲取り、洗浄、掘り出し、分解、運搬、最終処分費等、掘削、埋戻
諸経費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費、機械・仮設材運搬費等 ※特に記載がない場合は、浄化槽本体費用及び浄化槽設置工事費等にかかる経費を算出し、 <b>補助対象に含める</b> 。
消費税	※上の諸経費と同様に取り扱う。

④ 施工に疑義が生じた場合は、必ず施工前に協議をしてください。

⑤ 検査時は浄化槽設備士の立ち会いをお願いします。

⑥ 補助金の振り込みは完成検査後となりますので、工事完成後は速やかに実績報告書を提出してください。

〈次頁へ続く〉

## 2. 手続き等の流れ

### ① 申請書類提出（提出先：下水道課）

別紙1「申請書類提出チェックリスト」を参照してください。

※浄化槽法第5条第2項に規定されている期間（10日）、現地確認・書類審査の期間がありますので、余裕を持った工期の設定をお願いします。

※着工前の現場、単独浄化槽または便槽の写真（撮影日を記載したもの）の添付をお願いします。

※配置配管図には管延長の記入をお願いします（宅内配管工事が補助対象となり、完成検査でも確認するため）。

※単独浄化槽及び汲取り便槽撤去費については、完全撤去が補助対象の条件となりますので、ご注意ください。

### ② 現地確認

市担当者が施工場所を確認します。（既設の単独処理浄化槽、便槽、臭突等）

### ③ 補助金交付決定

事務手続き後、申請者あてに「補助金交付決定通知」を発行します。

### ④ 工事施工

工事が適正に施工されたことを証する写真の撮影をお願いします。

[着工前、既設便槽等、掘削、基礎砕石（検測）、基礎コンクリート（検測）、浄化槽据え付け、埋め戻し、水締め、転圧、嵩上げ、上部スラブ、完成]

〈着工前又は完成に、浄化槽設備士が浄化槽工事業者届出済票の標識とともに写っている写真〉

※宅内配管工事を補助対象とする場合は各配管の設置状況の写真を添付してください。

※単独浄化槽等撤去工事を補助対象とする場合は、撤去の状況、対象の産廃、産廃の積込、事業所への運搬状況の写真を添付してください。

### ⑤ 完了報告提出（提出先：下水道課）

別紙2「完了報告書類提出チェックリスト」を参照してください。

### ⑥ 完成検査

完成検査の日時については、完了報告書提出時にご相談ください。

検査当日は、浄化槽設備士が立ち会うようお願いします。

### ⑦ 補助金確定

事務手続き終了後、申請者あてに「補助金交付確定通知書」を発行します。

### ⑧ 補助金請求書提出（提出先：下水道課）

補助金交付請求書を提出してください。

※銀行支店名が記載されていないことがありますので、記入漏れがないようご注意ください。

事務手続き後、口座へ補助金が入金されます。

【別紙1】

「申請書類提出チェックリスト」

	名 称
	(1)浄化槽法第5条第2項に規定する期間(10日)を経過した浄化槽設置届出書の写し
	(2)設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し
	(3)設置浄化槽の構造図及び配置配管図並びに設置場所の位置図(管延長を記入する。)
	(4)指針に適合することを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
	(5)機能保証制度に基づく保証登録証
	(6)浄化槽設置工事契約書の写し又は浄化槽工事見積書の写し
	(7)浄化槽設置の経費及び単独処理浄化槽等の撤去の経費並びに宅内配管の経費等の各明細
	(8)個人情報閲覧に関する同意書又は納税証明書(申請の段階において発行が可能であるもののうち、最新年度のもの。転入者の場合においては、前住地のものとする。)
	(9)浄化槽法第7条の検査に係る申込書の写し
	(10)着工前の工事現場写真(対象住宅の外観及び既存単独処理浄化槽又は汲取り便槽の外観が確認できるもの。撮影日を記入する。)
	(11)誓約書(自署必須とする。)
	(12)その他市長が必要があると認める書類

【別紙2】

「完了報告書類提出チェックリスト」

	名 称
	(1)浄化槽設置等工事費の領収書の写しまたは請求書の写し[材料増減の場合は工事内訳書も添付]
	(2)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し (浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
	(3)浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し
	(4)工事が適正に施工されたことを証する写真 [着工前、既設便槽等、掘削、基礎砕石(検測)、基礎コンクリート(検測)、浄化槽据え付け、埋め戻し、水締め、転圧、嵩上げ、上部スラブ、完成] <着工前又は完成に、浄化槽設備士が浄化槽工事業者届出済票の標識とともに写っている写真> <u>※宅内配管工事を補助対象とする場合は各配管の設置状況の写真を添付。</u> <u>※単独浄化槽等撤去工事を補助対象とする場合は、撤去の状況、対象の産廃、産廃の積込、事業所への運搬状況の写真を添付。</u>
	(5)浄化槽設備士が適正に施工を確認したことを証する書類[補助対象浄化槽設置工事施工審査チェックリスト]
	(6)単独処理浄化槽等を撤去するための費用の補助を受ける場合は、産業廃棄物管理票の写し
	(7)単独処理浄化槽を撤去する場合は、単独処理浄化槽廃止届出書の写し
	(8)その他市長が必要があると認める書類